

平成28年度 公民館ふるさと教育推進事業 募集要領

島根県公民館連絡協議会

1 事業の目的

中学校区単位の公民館等が連携して地域住民（子供・大人）を対象としたふるさと教育を行うことで、ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代に伝え、守っていこうとする人材を育成する。

2 事業の内容

(1) 中学校区で育てたい子ども像を共有した公民館ふるさと教育の実施

①学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業を実施する。

○学校で学んだことを実践できる場を設定する。

(事業例) 作品展示会、発表会の開催、ボランティア体験の実施 など

○学校の学びをさらに深める場を設定する。

(事業例) (公民館の講座やサークル活動と連携した)

ふるさと学習会、ふるさと探訪、ふるさとの魅力発見する講演会 など

②子どもたちに伝えたい地域のよさや体験させたいこと、考えさせたい地域課題などを検討し、それらをテーマ・題材にした事業を実施したり、学校に提案したりする。

○子どもたちに伝えたいテーマ・題材の事業を実施する。

(事業例) 史跡探訪、郷土料理教室、子どもサミット など

(2) 大人が地域のよさを学んだり体験したりするふるさと教育の実施

①ふるさとの現状や歴史に改めて向き合うことで、その魅力や価値に気づき、理解を深める学びの場を提供する。

(事業例) ふるさとの自然・歴史などを学ぶ講座、ふるさとの名所・旧跡探訪、ふるさと検定 など

②ふるさとの「ひと・もの・こと」を次世代に伝え、守っていく活動を実施する。

(事業例) ふるさとガイド養成、ふるさとフォーラム、伝統文化の復活・継承、名所・旧跡の保護活動、ふるさとPRマップの作成 など

3 応募対象者

中学校区単位の複数の公民館等（公民館、コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター等）を1つのまとまりとした地区（以下「中学校区」という。）ただし、中学校区に公民館等が1館しかない場合は、単館での応募も可。

4 各地区による事業実施期間

平成28年6月1日（水）～平成29年2月22日（水）

5 助成額

助成額は、1中学校区あたり20万円程度。[28中学校区]

6 事業計画書の提出方法等

(1) 提出書類

公民館ふるさと教育推進事業実施計画書（様式1-1）

公民館ふるさと教育推進事業収支予算書（様式1-2）

(2) 提出方法

(1)の提出書類に必要事項を記入の上、市町村（教育委員会等）を経由して、島根県公民館

連絡協議会事務局まで提出する。

※ 各中学校区 ⇒ 市町村（教育委員会等） ⇒ 島根県公民館連絡協議会事務局

(3) 提出期限

平成28年5月11日（水） 17時必着

7 採択及び助成額の決定

島根県公民館連絡協議会事務局において事業計画書の内容を確認し、本事業の目的を達成しうる内容であるか、以下の視点から審議して採択及び助成額を決定する。

※申請者の要望する金額とは必ずしも一致するものではない。

【事業選定の視点】

① 活動内容について

地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した内容であり、より地域を愛し、ふるさとに誇りを持ち、次世代に伝え、守っていこうとする人材育成につながっているか。

② 複数の公民館等の連携について

中学校区をまとまりとした複数の公民館等が連携して、合同または同様の取組を行うか情報を共有することで、対象が中学校区の児童・生徒・地域住民になっているか。

中学校区に公民館等が1館しかない場合においても、館区の児童・生徒・地域住民が対象となっているか。

③ 多くの地域住民を巻き込む仕掛けについて

地域住民を巻き込み、より多くの人との関わりの中で「ふるさと教育」を展開する仕掛けが講じられているか。

④ 事業の波及効果について

市町村の「ふるさと教育」の方針を元に事業が計画され、中学校区での取組が、他の地域への波及効果が期待できるか。

8 実施報告

(1) 助成金の交付を受けた中学校区は、事業が終了した日から30日以内もしくは2月27日のいずれか早い日までに、公民館ふるさと教育推進事業実施報告書（様式2-1）及び公民館ふるさと教育推進事業収支決算書（様式2-2）と関係書類を、市町村（教育委員会等）に提出する。

(2) 市町村（教育委員会等）は、上記8（1）で提出された事業実施報告書等をまとめ実施報告書（様式3-2）に添付して3月7日までに本協議会に提出する。

※ 各中学校区 ⇒ 市町村（教育委員会等） ⇒ 島根県公民館連絡協議会事務局

9 スケジュール

(1) 計画書等の提出期限 平成28年5月11日（水） 17時必着

(2) 選定結果の発表 平成28年5月27日（金）

(3) 事業の期間 平成28年6月1日（水）～平成29年2月22日（水）

(4) 報告書等の提出期限

①中学校区…事業終了後30日以内もしくは2月27日のいずれか早い日

②市町村…3月7日（最終）

10 申込み・問い合わせ先

島根県公民館連絡協議会事務局

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁社会教育課内

TEL：0852-22-5428 FAX：0852-22-6218